

兵庫県公報

平成19年5月7日 月曜日 第1872号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○市営土地改良事業の施行同意（同）	5
○道路の区域の変更（道路保全課）	5
○同 上（同）	5
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	6
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（まちづくり課）	7
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
県議会公告	
○兵庫県議会情報公開条例の運用状況	10

告 示

兵庫県告示第550号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 社団法人明石市医師会立明石医療センター
所在地 明石市大久保町八木743番地の33
認定年月日 平成19年3月1日
認定の有効期限 平成22年2月28日

兵庫県告示第551号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
多木化学株式会社
加古川市別府町緑町2番地
取締役本社工場長 長濱繁夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No.1、No.2)	27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No.1)		27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No.2)	
		通 常	最 大	通 常	最 大
能 力	30m ³ /日	8000N m ³ /時		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月	同 左		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左		同 左	
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左		同 左	
区 分	通 常	通 常	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度 (水素指数)	3~4	4~6	4~6	6~8	6~8
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8	3	5	3	5
浮遊物質質 (単位 mg/L)	-	25	35	25	35
窒素含有量 (単位 mg/L)	-	1	2	1	2
りん含有量 (単位 mg/L)	-	0.2	0.4	0.2	0.4
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	-	1	2	1	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	30	5	5	5	5

備考 ろ過施設からの汚水等は全量製品となる。また、既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水量は、110㎡/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年5月7日から同年5月28日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第 552 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

揖保上土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	嶋 津 正 良	たつの市揖保町揖保上136番地 4
同	嶋 津 正 則	同 市揖保町揖保上161番地
同	佐々木 茂 喜	同 市揖保町揖保上214番地 1
同	黒 田 晴 道	同 市揖保町揖保上234番地
同	黒 田 廣 大	同 市揖保町揖保上176番地
同	柴 原 正 行	同 市揖保町揖保中154番地
同	柴 原 敏 彥	同 市揖保町揖保中119番地 4
同	柴 原 勝 之	同 市揖保町揖保中82番地 3
同	前 田 吉 廣	同 市揖保町揖保中29番地11
同	出 田 昭	同 市揖保町今市312番地
同	出 田 求	同 市揖保町今市273番地 1
同	福 田 正 喜	同 市揖保町今市291番地 1
同	出 田 晃 裕	同 市揖保町今市309番地 3
同	木 下 修	同 市揖保町今市418番地
監 事	黒 田 昌 憲	同 市揖保町揖保上189番地
同	柴 原 昌 典	同 市揖保町揖保中88番地
同	井 口 義 雄	同 市揖保町今市293番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	黒 田 晴 道	たつの市揖保町揖保上234番地
同	黒 田 廣 大	同 市揖保町揖保上176番地
同	佐々木 茂 喜	同 市揖保町揖保上214番地 1
同	嶋 津 良 廣	同 市揖保町揖保上155番地
同	嶋 津 忠 良	同 市揖保町揖保上178番地
同	柴 原 正 行	同 市揖保町揖保中154番地
同	柴 原 敏 彥	同 市揖保町揖保中119番地 4
同	柴 原 勝 之	同 市揖保町揖保中82番地 3
同	前 田 吉 廣	同 市揖保町揖保中29番地11
同	出 田 晃 裕	同 市揖保町今市309番地 3
同	木 下 修	同 市揖保町今市418番地
同	出 田 富 一	同 市揖保町今市433番地 4
同	出 田 俊 裕	同 市揖保町今市231番地 1
同	出 田 信 孝	同 市揖保町今市288番地

監 事	黒 田 昌 憲	同 市 揖保町揖保上189番地
同	柴 原 昌 典	同 市 揖保町揖保中88番地
同	出 田 啓 之	同 市 揖保町今市268番地 1

兵庫県告示第 553 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
たつの市	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進事業)	龍子地区	平成19年4月19日

兵庫県告示第 554 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年5月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年5月7日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 田寺今在家線	姫路市飾磨区今在家7丁目41番1から 同 市飾磨区今在家7丁目41番1まで	旧	12.0から 15.0まで	18.0	
		新	13.0から 15.0まで	18.0	

兵庫県告示第 555 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年5月7日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
		旧	10.0から 46.0まで	118.0	

国道 3 1 2 号	豊岡市日高町土居字ヤタベ228番から 同 市同 町土居字カリノ176番1まで	新	10.0から 46.0まで 10.0から 49.0まで	118.0 118.0	予定地
県道 日高竹野線	豊岡市日高町山本字耳谷草山90番1から 同 市同 町藤井字五反田419番1まで	旧	5.0から 15.0まで	286.0	
	豊岡市日高町山本字耳谷草山90番1から 同 市同 町藤井字五反田419番1まで 豊岡市日高町土居字大橋164番1から 同 市同 町藤井字五反田419番1まで	新	5.0から 15.0まで 13.0から 43.0まで	286.0 1,430.0	予定地

兵庫県告示第 556 号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
揖保川水系	林田川	姫路市とたつの市との境	たつの市龍野町片山字向492番地 先の県道中井橋
芦屋川水系	芦屋川	左岸 芦屋市芦屋字奥山1番7地 先 右岸 同 市芦屋字奥山1番地先	海に至る
大津茂川水系	大津茂川	姫路市と揖保郡太子町の境	姫路市と揖保郡太子町の境
佐津川水系	佐津川	美方郡香美町香住区三川字荒谷 107番2地先権現橋	海に至る
都志川水系	都志川	左岸 洲本市五色町塔下889番1 地先（塔下川合流点） 右岸 同 市同 町塔下89番の2 地先（支川合流点）	海に至る

2 縦覧場所

河 川 名	縦 覧 場 所

林田川	県土整備部土木局河川整備課	西播磨県民局県土整備部 龍野土木事務所
芦屋川		阪神南県民局県土整備部 西宮土木事務所
大津茂川		西播磨県民局県土整備部 龍野土木事務所
佐津川		但馬県民局県土整備部 新温泉土木事務所
都志川		淡路県民局県土整備部 洲本土木事務所

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）三田市三輪複合商業施設
 所在地 三田市三輪4丁目224番地 他28筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社イマス
 代表者の氏名 吉田賢治
 住所 大阪府中央区淡路町3丁目1番9号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マルハチ	栗花正雄	神戸市灘区水道筋2丁目6
株式会社スギ薬局	杉浦広一	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4
株式会社イトウゴフク	伊藤龍夫	岡山県岡山市千鳥町5-1
有限会社美眼光学	岩本孝敏	川西市平野2丁目11-5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成19年12月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,217平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 129台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 92台
 - (3) 荷さばき施設の面積

243.4平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

21.76立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午前10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成19年4月6日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年5月7日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年9月7日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成19年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ猪名川ショッピングセンター

所在地 川辺郡猪名川町白金2丁目1番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
三菱地所株式会社	木村 恵 司	東京都千代田区大手町1丁目6番1号
株式会社竹中工務店	竹 中 統 一	大阪市中央区本町4丁目1番13号
相互住宅株式会社	林 哲治郎	東京都品川区西五反田2丁目8番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
三菱地所株式会社	高 木 茂	東京都千代田区大手町1丁目6番1号
株式会社竹中工務店	竹 中 統 一	大阪市中央区本町4丁目1番13号

- | | | |
|-----------|--------|-------------------|
| 相互住宅株式会社 | 宮本雅生 | 東京都品川区西五反田2丁目8番1号 |
| イ 変更後 | | |
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| 三菱地所株式会社 | 木村恵司 | 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 |
| 株式会社竹中工務店 | 竹中統一 | 大阪府中央区本町4丁目1番13号 |
| 相互住宅株式会社 | 林哲治郎 | 東京都品川区西五反田2丁目8番1号 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

- | | | |
|---------------|--------|-----------------------------|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| からふね屋珈琲株式会社 | 堀尾隆 | 京都市南区吉祥院定城町4-2 |
| 株式会社青柳食品 | 喜田正博 | 宝塚市末成町39-23 |
| 有限会社オクヤ | 奥谷利弘 | 大阪府池田市石橋1-11-1 |
| 株式会社アカツカ | 西島佳悦 | 大阪府中央区玉造1-7-19 |
| ウェストン | 藤岡良二 | 川西市水明台1-1-162 |
| グランモード株式会社 | 武田教治 | 大阪府中央区大手前1-7-31
OMMビル13F |
| 株式会社ファイブフォックス | 上田総夫 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-18 |
| 株式会社コジマ | 小島紀一郎 | 東京都江東区亀戸3-60-21 |
| ジャストフォー株式会社 | 本田進 | 東京都千代田区神田錦町1-1 |
| 株式会社テンファッションズ | 石川昭治 | 大阪府西成区梅南1丁目7-31
第2花園ビル |
| 株式会社アットホーム企画 | 辻本信夫 | 和歌山県和歌山市杭ノ瀬271-29 |
| 有限会社アフリカ太郎 | 江見芳治 | 岡山県岡山市西崎本町13-1 |

ほか16者

イ 変更後

- | | | |
|-----------|--------|-----------------------------------|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社ホリーズ | 堀尾隆 | 京都市南区吉祥院定城町4-2 |
| 工藤産業株式会社 | 工藤武雄 | 大阪府中央区常磐町2-2-26 |
| 株式会社京むらさき | 中村哲也 | 京都市下京区新町通四条下る四条町343-1
タカクラビル3F |

ほか16者

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 廃棄物等の保管施設の位置

4 変更の年月日

3-(1)及び(2)については平成18年6月29日

3-(3)については平成19年12月4日

5 届出年月日

平成19年4月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年5月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年9月7日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

県議会公告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成18年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成19年5月7日

兵庫県議会議長 長田 執

1 公文書公開及び異議申し立ての状況

(単位：件)

区分	公文書の公開					異議 申立て 件数
	請求件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	その他	
件数	1,622	1,443	151	28	—	0

2 情報提供の状況

提供件数 162件